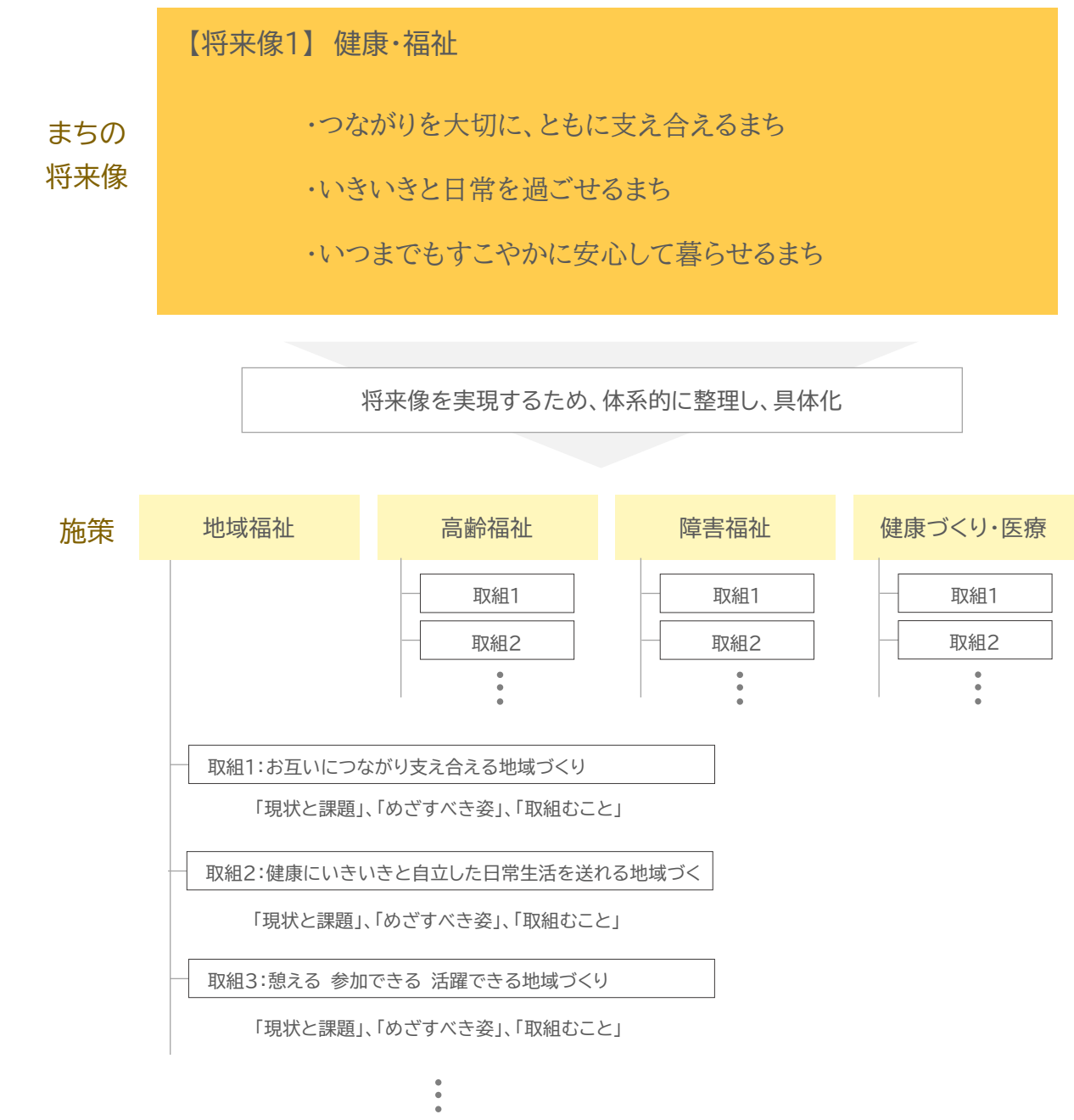


施策別計画

施策別計画について

基本構想にかかげる「まちの将来像」を具体化するための施策と取組を体系的に示します。
施策ごとに必要性と方向性を示し、次に取組ごとに現状と課題、めざすべき姿、市や多様な主体がともに取り組むことを示します。

＜イメージ＞ 健康・福祉の場合



1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-1	地域福祉
3	SDGsの位置付け	       	
4	施策の必要性	人口減少社会において、今後更に少子高齢化が進行し、担い手の不足により、現在の地域社会や支援体制(サービス提供体制)の持続が困難になっていくことや、最低限度の生活を維持することが困難な世帯の増加が予想されます。 地域社会や支援体制を持続可能なものとし、更に包括的な支援体制へと発展させるためには、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、担い手を増やし、維持し、それぞれがともに協力して取り組むことで、地域活動の活性化を図る必要があります。また、生活保護制度をはじめとしたセーフティネットの制度を適切に実施することが重要です。	
5	施策の方向性	複雑化、複合化する多様なニーズに対し、重層的な支援体制のもと包括的に伴走するとともに、市民や団体、事業者等が主体的に協働して活躍できるよう支援することにより、お互いが支え合える地域共生のまちづくりをめざします。 また、支援を必要とする市民に対し、様々なサービスの適切な提供や、生活保護の適切な実施などにより、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。	
6	施策内の取組	1-1-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(地域福祉)
		1-1-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(地域福祉)
		1-1-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(地域福祉)
		1-1-4	一人ひとりの権利の尊重(地域福祉)
		1-1-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(地域福祉)
		1-1-6	持続可能な社会保障の推進(地域福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		地域福祉計画	
8	主な関連法律(※)	社会福祉法、民生委員法、更生保護法、生活困窮者自立支援法、孤独・孤立対策推進法、成年後見制度利用促進法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、生活保護法	

※ 法律の名称は、正式名ではなく略称(通称)で表記しているものもあります。

2 各取組の内容

1	取組番号	1-1-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	地域共生のまちづくりをめざして、包括的支援体制整備 ^{※1} を進めてきました。支援を必要とする人が抱える課題は更に複雑化・複合化する傾向にあります。また、地域福祉活動の担い手不足や各活動の周知が課題です。相談支援体制の継続性、関係機関や地域住民との連携、地域での活動に取り組みやすい環境整備が必要です。
4	めざすべき姿	各小学校区における発見・相談・見守り体制等の強化とネットワークの整備、地域住民が地域課題に気づき、共感できるような地域づくりができています。 また、民生委員・児童委員や更生保護関係団体等、地域で活躍する関係機関・団体の活動支援を行うことで、お互いにつながり支え合える地域づくりができています。
5	取組むこと	地区保健福祉センターと関係機関や地域住民等の連携による、包括的な支援体制に基づく見守り体制やつなぎ機能の強化を行います。また、地域福祉活動、民生委員・児童委員活動、更生保護活動等の支援と推進に取り組みます。
1	取組番号	1-1-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	社会情勢等の変化により、生活困窮者からの相談内容が複雑化、複合化、多様化しています。実効性のある支援を実施するために、市の窓口だけではなく、他の支援機関との連携強化などを行うことにより、相談支援体制の整備や就労支援対象者、支援プランの作成件数を増やす必要があります。
4	めざすべき姿	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制が充実しています。
5	取組むこと	生活困窮者の早期発見・早期支援を行うために、生活困窮者に対する自立に向けた各種支援を実施し、就労の体験や訓練を活用した就労準備支援を推進します。さらに、こどもの学習・生活支援事業も推進し、全庁的な実施体制を確立していきます。

1	取組番号	1-1-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	地域でのボランティア活動や福祉活動、地域福祉活動の拠点づくりについて支援を行いました。担い手不足が課題であり、人材の育成とともに、憩える、参加できる場や活躍の機会の創出が必要です。
4	めざすべき姿	地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍できる環境づくりが進んでいます。また、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりができています。
5	取組むこと	地域で活躍できる人材の育成、地域の交流・活動拠点づくりの推進、生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり、多様な働き方の場の創出等に取り組めます。
1	取組番号	1-1-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(地域福祉)
3	現状と課題	権利擁護推進にかかる取組を進めてきました。成年後見制度 ^{※2} の周知と総合的な権利擁護支援のあり方等について検討する必要があります。
4	めざすべき姿	認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階から相談体制の整備、及び意思決定支援・身上保護を重視した支援体制が構築されています。
5	取組むこと	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、成年後見制度利用の促進、権利擁護の担い手の育成・活動の推進等に取り組めます。

1	取組番号	1-1-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	福祉に関する施策や事業に関する各種情報について様々な媒体を活用して情報提供を行いました。災害時の対応としては、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、大阪北部地震の際に安否確認に活用しました。情報提供の方法や仕組みに課題があるほか、災害時には役割分担や「個別避難計画※3」作成をどのように進めるかが課題です。
4	めざすべき姿	市が実施する事業等について、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実が図られています。また、地域との連携を通じて、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みの整備、防犯意識の普及、犯罪や非行が起こらない地域づくりができています。
5	取組むこと	分かりやすい情報提供の仕組みづくり、多様な情報提供手段の活用、災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実、地域防犯活動の充実等に取り組めます。
1	取組番号	1-1-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(地域福祉)
3	現状と課題	生活保護受給世帯は、概ね横ばいで推移していますが、高齢化社会のさらなる進行にともない、今後も生活困窮高齢者の増加が予想されます。また、要保護者の抱える問題は多様化しており、社会の変化に応じた適切な生活保護制度の運用が求められています。福祉サービス等の普及とサービス提供基盤の充実を図ってきましたが、サービス提供基盤の質・量の確保や人的資源の不足等、サービス利用者への社会保障の持続可能性が課題です。
4	めざすべき姿	支援を必要とする要保護者には適切に生活保護を実施し、だれもが安心して生活ができるよう、最後のセーフティネットとしての役割を果たし、適正・公正な制度運営が図られています。また、福祉サービス等の制度が持続可能なものとなるよう適正な運営を図るとともに、サービスの質、サービス提供基盤の確保ができています。
5	取組むこと	生活保護制度の理念に基づき、受給者に必要な支援を適正に実施します。生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、健康の保持・増進や就労に関する支援等個別の状況に応じた細やかな支援を実施します。また、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対し、継続的に指導監査し、法令や基準を周知徹底することで、サービス事業者が主体的に法令遵守及びサービスの質の向上に取り組むよう支援するとともに、第三者評価の受審促進に努めます。

※1 包括的支援体制

地域住民や支援機関などによる相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決を目的とする支援が包括的に提供される体制です。

※2 成年後見制度

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

※3 個別避難計画

災害時避難行動要支援者名簿の登録者について、災害時の避難先、避難方法、避難支援を行う人等をあらかじめ個別に決めておく計画です。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-2	高齢福祉
3	SDGsの位置付け	      	
4	施策の必要性	高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に加え、認知症高齢者も増加傾向にあり、医療や介護が必要な高齢者が増加しています。 そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、全ての世代が相互に支え合い、高齢になっても健やかに暮らすことのできる地域づくりと、介護保険サービス等が適切に提供される基盤整備が求められています。	
5	施策の方向性	高齢者が、住み慣れた地域や住まいで安心して自立した生活が送れるよう、<u>地域包括ケアシステム※1</u>を推進します。 また、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、生きがいづくりや社会参加を支援していく施策を推進するとともに、地域密着型サービスの整備をはじめ、介護給付の適正化や介護サービス事業者等の質の向上への支援など、健全で安定した高齢者福祉施策と介護保険事業の運営に取り組みます。	
6	施策内の取組	1-2-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(高齢福祉)
		1-2-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-4	一人ひとりの権利の尊重(高齢福祉)
		1-2-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-6	持続可能な社会保障の推進(高齢福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		高齢者保健福祉計画	
		介護保険事業計画	
8	主な関連法律	老人福祉法、介護保険法、高年齢者雇用安定法、認知症基本法、高齢者虐待防止法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-2-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢化の進展に伴い、認知症をはじめ、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者世帯も多く、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が一体的かつ適切に提供され、様々な主体が連携し、包括的に支援する体制を確立する必要があります。
4	めざすべき姿	地域包括支援センター等が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域における相談や支え合いの体制が充実しています。
5	取組むこと	地域における相談を充実させるために地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。また、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を行うとともに、在宅医療と介護を一体的に提供するために病院、薬局、介護関係者等の連携体制の推進等に取り組みます。さらに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえた認知症施策の推進に努めます。
1	取組番号	1-2-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、フレイル※ ² の予防や要介護状態からの自立支援及び重症化防止に向けた取組を進めています。今後、支援の必要な高齢者が増えると予測されていることから地域の多様な組織団体、また住民と協力し、健康づくりや、生きがいづくり、日常生活の支援など、地域の実情に応じた総合的な地域づくりの推進が必要です。
4	めざすべき姿	生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るための専門的な支援が提供できる体制整備ができています。
5	取組むこと	地域において住民が主体となり、生涯を通じた健康づくりと認知症・フレイル予防、重度化防止等の取組が広がるとともに、高齢になっても自立した日常生活が送れるよう、また、家族介護者の負担の軽減を図るため、多様な生活支援サービスを提供します。

1	取組番号	1-2-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者の地域活動・社会参加・就労・生涯学習支援等の事業、身近な「居場所」の整備、こどもや高齢者が世代を超えて交流できる事業、高齢者の多様なニーズに応じた働き方の実現に向け、地域活動の担い手の確保を含め、引き続き取組を進めることが求められています。
4	めざすべき姿	住民主体のサービスの充実、地域支え合い機能の強化を進めるため、高齢者の「居場所と出番」のさらなる創出・充実ができています。
5	取組むこと	高齢者の地域活動・社会参加の推進、生涯学習の支援、身近な「居場所」の整備、世代間交流の取組の支援、「働く場」の創造等を通じた「居場所と出番」の創出・充実を進めるとともに、地域活動の担い手の養成に取り組めます。
1	取組番号	1-2-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者への虐待防止に向けて、市民への啓発活動を行うとともに、相談、支援及びネットワークの充実に努めています。虐待対応については、関係機関と連携し、迅速な対応に努めていますが、虐待の発生には様々な要因が根底にあり早期解消が困難な場合も多いため、対象世帯の状況に応じた解決策の提案や制度利用の働きかけを行い、細やかな対応を心がける必要があります。
4	めざすべき姿	高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見と見守り体制の充実にに向けた取組が進んでいます。
5	取組むこと	虐待の早期発見と見守り体制を充実させるために、広く市民へ啓発活動を行うとともに、地域住民や関係機関からの通報に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。また、関係機関との連携協力体制を強化するため、引き続きネットワークづくりに取り組めます。

1	取組番号	1-2-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	ひとり暮らし高齢者や高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう引き続き、災害時における支援体制の強化をはじめ、医療や介護サービス、住まいに関する積極的な情報発信等の取組を進めるとともに、世代間における情報格差の解消を図るため、高齢者のICT機器・技術の活用を一層進める必要があります。
4	めざすべき姿	災害等の緊急時に本市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制や発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制が整備されています。
5	取組むこと	非常時に備えた体制の強化や介護サービス情報の公表制度を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせる環境の充実や居住の安定に係る支援を、民間事業者等と協力し進めます。また、地域の様々な場所や機会を通じて、高齢者のICT機器の活用推進に取り組み、情報格差の解消を図ります。
1	取組番号	1-2-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(高齢福祉)
3	現状と課題	医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少を続けており、持続可能な介護保険制度を維持することが求められています。そのため、介護サービスを支える人材の育成や質の確保、介護基盤の整備が必要です。
4	めざすべき姿	社会保障制度(介護保険制度)の公正・適正・円滑な運営が図られています。
5	取組むこと	介護保険事業の適正かつ円滑な運営に資するため、地域の実状に応じた介護サービス基盤の整備や、質の高い介護サービスの安定的な提供に努めるとともに、引き続き、介護給付の適正化に取り組みます。

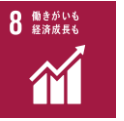
※1 地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスが包括的に提供される支援体制です。

※2 フレイル

加齢や疾患等による心身の機能が低下し、要介護になる手前の段階であり、将来、要介護になるリスクが高い状態のことです。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-3	障害福祉
3	SDGsの位置付け	      	
4	施策の必要性	障害者の増加及びニーズの多様化等により、介護や訓練等のサービスを必要とする対象者が増加しています。障害者基本法、障害者総合支援法等関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりを推進し、地域でともに支え合う、持続可能な地域共生社会の構築を実現させる必要があります。	
5	施策の方向性	全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を行います。 施策の実施にあたっては、人口減少社会が進行する中においても限りある社会資源で障害者への支援体制及び地域共生社会が持続可能なものとなるよう、適正に障害福祉制度を運営するとともに、障害者が自らの力を可能な限り発揮できる支援と環境づくり、市民・団体・事業者等による主体的な活動や交流を通じた障害への理解や合理的配慮^{※1}の促進、多様な担い手の参画促進を行います。	
6	施策内の取組	1-3-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(障害福祉)
		1-3-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(障害福祉)
		1-3-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(障害福祉)
		1-3-4	一人ひとりの権利の尊重(障害福祉)
		1-3-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(障害福祉)
		1-3-6	持続可能な社会保障の推進(障害福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		障害者計画	
		障害福祉計画	
		障害児福祉計画	
8	主な関連法律	障害者基本法、児童福祉法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害者優先調達推進法、障害者文化芸術推進法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-3-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	地域共生社会実現のため、障害福祉に係るネットワーク構築を行ってきましたが、活動が充実する一方で関係機関の負担が増加しており、持続可能性に課題があります。担い手の充実や様々な主体の交流を促し、障害への理解を進める取組が必要です。
4	めざすべき姿	全ての人が支え合う地域共生社会が持続可能なものとなるよう担い手の充実や、交流を通じて障害のある人となない人の相互理解の促進が進んでいます。
5	取組むこと	おにクル、障害福祉センターハートフル等の各拠点を活用し、障害への理解促進や障害のある人となない人の交流促進に取り組みます。 障害福祉分野の担い手の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会の運営について、より効率的、効果的な運営をめざし、関係機関の負担を軽減して持続可能なネットワークとなるよう取り組みます。
1	取組番号	1-3-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	本市では、各種相談支援機関を整備し、地域での包括的な相談支援体制を図ってきましたが、担い手となる機関の負担が増え、持続可能性が課題となっています。 また、障害者が地域生活を継続できるよう障害福祉サービス等の基盤整備を図ってきましたが、個別性の高いニーズへ対応できる基盤整備や、障害福祉サービス以外の様々な社会資源の活用も課題です。さらに、障害の有無にかかわらず、全てのこどもがともに成長できるよう、 <u>インクルージョン</u> ※2を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	障害者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、不足していると考えられるサービス基盤が充実しています。また、障害児通所支援等の利用により、地域の保育、教育等の支援を受けることができる地域支援体制が構築できています。
5	取組むこと	障害者、障害児が住み慣れた地域での生活を継続できることをめざし、障害福祉サービス等の提供基盤の充実や、それ以外の様々な社会資源も活用できるよう相談支援体制等の充実に向けて取り組みます。 また、保育所等訪問支援等の活用を図りながら、インクルージョンを推進します。

1	取組番号	1-3-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	障害者が地域生活を継続する上で必要なこととして、就労と職場定着を挙げる人が多く、様々な制度の整備が図られていますが、雇用、職場環境には課題があります。 また、文化芸術、スポーツその他の余暇活動については、従来から推進してきましたが、機会や場が不足していることが課題です。おにクル、障害福祉センターハートフル等の活用を促進し、障害者の社会参加を図る必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の自立と社会参加に向け、就労を希望する障害者が、就労し、働きつづけられる環境が充実しています。 また、障害者自身の生活と、社会を豊かなものにする文化芸術・スポーツ等を通じ、障害者の社会参加の促進が進んでいます。
5	取組むこと	障害者雇用や働きやすい環境づくりに対する企業等の理解、合理的配慮の促進、就労拡大に向けた支援体制の充実等、障害者の社会参加及び収入の増加に取り組みます。 文化芸術、運動・スポーツ等を通じた社会参加が活発になるよう、環境づくりや主体的な活動の促進に取り組みます。
1	取組番号	1-3-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(障害福祉)
3	現状と課題	「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知、啓発に取り組んできましたが、十分に市民等に浸透するには至っていないことが課題です。地域共生社会をめざすには市のみならず、市民を始め、市民活動団体、事業者、教育機関等が主体的に障害者の権利が尊重されるよう取り組む必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の人権が尊重される差別のないまちづくりの推進が図られています。
5	取組むこと	障害理解の推進、障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上や、障害者虐待の防止を図るなど障害者の権利擁護に取り組みます。また、教育の場等での障害理解教育の推進に取り組みます。

1	取組番号	1-3-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	障害者への情報保障は、ICTの発展により進んだと考えられる一方、情報格差という新たな課題が生じています。 また、バリアフリー化による安全・安心のまちづくりとともに、災害発生時における障害者の避難など、防災を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策 ^{※3} が進んでいます。また、障害者が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりや、環境づくりが進んでいます。
5	取組むこと	障害者への情報保障として、オンライン申請等のICTの活用を図るとともに、情報格差の解消や読書バリアフリーなどの取組、手話奉仕員の養成等コミュニケーションの充実に取り組みます。 また、市内のバリアフリー、心のバリアフリー化の取組や、障害特性に応じた情報提供の充実、避難行動要支援者の避難支援に取り組みます。
1	取組番号	1-3-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(障害福祉)
3	現状と課題	障害福祉サービス等の普及とサービス提供基盤の充実を図ってきましたが、障害者の地域生活を支える自立支援給付等の適正化、サービス提供基盤の質・量の確保や人的資源の不足等、障害者への社会保障の持続可能性が課題です。
4	めざすべき姿	障害福祉サービス等の制度が持続可能なものとなるよう、適正な運営を図るとともに、サービスの質、サービス提供基盤の確保ができています。 また、市立の障害福祉施設については、施設の老朽化、社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえて活用されています。
5	取組むこと	持続可能な障害福祉サービス等の制度の運営に取り組むとともに、障害福祉サービス事業者への指導監査を通じたサービスの法令遵守、質の向上の促進を図り、人材育成の取組を行います。 また、茨木市公共施設等マネジメント基本方針等を踏まえ、最適な施設活用に向けて取り組みます。

※1 合理的配慮

障害のある人のくらしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、過重な負担にならない(大変すぎない)範囲の中で必要な工夫や手助けなどをすることです。

※2 インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み支え合うことです。

※3 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策

障害の有無に関わらず、誰でも必要とする情報を取得・利用でき、円滑な意思疎通を図れるよう支援するための施策です。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-4	健康づくり・地域医療
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	少子高齢化や社会の多様化が進展する中、生活習慣や食生活の改善などを進めることにより、健康づくりと食育の取組を総合的に推進する必要があるほか、自殺は大きな社会問題であり、その対策を推進する必要があります。また、市民が将来にわたり地域で安心して暮らしていけるよう、地域医療体制の充実をはじめ、感染症を含む有事の際の対策や、予防接種の機会の確保に努めることが求められているほか、持続可能な安定した社会保障制度の運営に努めていく必要があります。	
5	施策の方向性	市民が心身ともに健康で、いきいきとした日常生活を送れるよう、各種健診の受診体制の充実や、地域での保健活動などを通じて市民の健康増進や食育を推進するほか、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、自殺対策を総合的に推進します。また、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、より一層、医療と介護の連携を進めるとともに、救急医療をはじめ、新興感染症や災害発生時などの有事に備えた、医療提供体制の確保に努めるとともに、地域医療の充実を推進します。さらに、引き続き、保険給付の適正化や保険料収納率の向上を図り、持続可能な全世代対応型の社会保障制度の推進に努めます。	
6	施策内の取組	1-4-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-4	一人ひとりの権利の尊重(健康・食育、自殺対策)
		1-4-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-6	持続可能な社会保障の推進(健康・食育、自殺対策)
		1-4-7	感染症予防対策の推進
		1-4-8	地域医療の充実
		1-4-9	国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		健康いばらき21・食育推進計画	
		いのち支える自殺対策計画	
		新型インフルエンザ等行動対策計画	
		国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画	
8	主な関連法律	健康増進法、地域保健法、食育基本法、自殺対策基本法、医療法、介護保険法、高齢者医療確保法、予防接種法、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、国民健康保険法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-4-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	心身の健康を保持・増進し、「生活の質」の向上を図るため、社会とのつながりや多様な主体で連携した食育の取組を促すとともに、こころの健康の維持及び向上に関する取組を推進する必要があります。 また、自殺対策については、様々な社会的要因を踏まえ、関連施策との有機的な連携を強化する必要があります。
4	めざすべき姿	市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携が推進できています。
5	取組むこと	心身の健康を保持・増進するため、保健医療センターや地区保健福祉センター等の身近な場所での健康相談を実施します。また、食育推進ネットワーク※ ¹ における食育推進運動など、多様な主体と連携した食育の取組に努めます。 自殺対策については、関係各課の連携を図りつつ、一人ひとりの状況を十分に把握した上で、引き続き、個々の社会的要因などの軽減や、各相談窓口等における適切な対応に努めるとともに、民間団体等と協働し、効果的・効率的な対策を推進します。
1	取組番号	1-4-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	医療や介護サービスの需要が増大するなか、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小をめざし、茨木市三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)等の関係機関と連携し、予防・健康管理等に取り組む必要があります。 また、市民一人ひとりが自身の心理的負担(ストレス)に気づき、ストレスとうまく付き合い軽減できるように、こころの健康づくりを推進する必要があります。
4	めざすべき姿	生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制が整備できています。
5	取組むこと	栄養・食生活をはじめ、身体活動・運動の重要性や、飲酒・喫煙等に関する正しい知識の周知・啓発の取組を進めるとともに、生活習慣の改善や、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進します。 また、茨木市三師会などの関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する周知・啓発の取組を進めるとともに、各種健(検)診後の支援に努めます。 自殺対策について、ストレスへの適切な対応についての普及啓発に加え、こころの健康相談などを通じ、市民のこころの健康づくりを推進します。

1	取組番号	1-4-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	市民が自主的に健康づくりに取り組むことができるように、地域の関係機関や企業等と連携した取組を進めるとともに、健康づくりの場や機会の拡大に努める必要があります。 地域住民や関係機関・団体等が自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくための取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組めます。
5	取組むこと	健康づくりに取り組む地域の関係機関や企業等と連携し、市民の主体的な健康づくり活動や、運動が気軽にできる機会の創出に努めるとともに、多様な暮らしに対応した豊かな食体験につながる取組を進めます。 地域におけるゲートキーパー※2養成を進め、引き続き、自殺対策の一助となる取組を進めます。
1	取組番号	1-4-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	ライフコースアプローチ※3を踏まえ、性別や年代により特性が異なる健康課題を考慮し、人の生涯を経時的にとらえた「誰ひとり取り残さない健康づくり」を推進する必要があります。 若年層の死因に占める自殺の割合は高く、関係機関が連携したきめ細やかな取組が求められています。
4	めざすべき姿	お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努め、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげることができています。
5	取組むこと	幼年期から高齢期に至るまで、それぞれ特有の健康課題に対する取組や、「4つのT※4」を通じた食育の取組を進めます。 子どもや若者が自殺に追い込まれることのないように、こどもの自殺対策緊急強化プランを踏まえ、関係機関が連携し、きめ細かな取組を推進します。

1	取組番号	1-4-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	健康や食の安全・安心等に関する情報の発信や、生産から消費までを通じた食育の推進が求められています。 自殺対策については、国や府の調査・分析結果に基づき、地域レベルの実践的な取組や、市民一人ひとりの気付きと見守りを促す啓発を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりができています。
5	取組むこと	健康や食の安全・安心等に関する情報について、様々な媒体を通じた周知・啓発の取組を推進するとともに、地場産物・国産食材の活用や、環境に配慮した食生活のための情報提供に努めます。 自殺対策については、各機関の調査・分析結果を基に、地域の実情に応じた様々な分野のネットワークや関係機関・団体等との連携と協力を推進します。
1	取組番号	1-4-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	疾病予防や健康増進など公衆衛生に関する施策を推進することにより、持続可能な社会保障制度を推進する必要があります。 自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、関係機関等と連携し必要な相談支援等の取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生)の公正・適正・円滑な運用が図られています。
5	取組むこと	様々な疾病予防や健康づくりの取組を通じ、引き続き、生活習慣病の発症予防や重症化予防などに努めます。 自殺の危険性の高い方など、必要に応じて精神科医療につなぐなど、一人ひとりの問題に対して適切な対応ができるよう、関係機関等の連携を深めます。

1	取組番号	1-4-7
2	取組名	感染症予防対策の推進
3	現状と課題	新興感染症や既知の感染症の再興も想定される中、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国・府・医療機関等と適切な役割分担のもと、感染症対応力の向上を図る必要があります。
4	めざすべき姿	平時から関係機関等と連携・協力体制を維持し、新興感染症のまん延防止の備えができています。 また、感染症に関する定期的な情報発信や注意喚起を行うなどにより、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を持ち、必要な備えを進め、適切に対応することができるようになっていきます。
5	取組むこと	新興感染症の発生及びまん延に備え、国・府・医療機関等と適切な役割分担のもと、平時から連携・協力体制の維持に努めるとともに、各種予防接種の接種機会を確保するほか、新型インフルエンザ等行動計画の見直しを含め今後の健康危機管理の対策に努めます。
1	取組番号	1-4-8
2	取組名	地域医療の充実
3	現状と課題	本市の入院・外来患者は、今後も増加する見込みであり、特に高齢者に多い疾患の医療需要が増加すると考えられるため、地域医療の充実がより重要となっています。また、小児を含む救急医療に対応する地域医療体制の充実が課題となっています。
4	めざすべき姿	将来の人口及び患者数の動向や府医療計画等を踏まえ、市民が将来にわたり地域で安心して暮らせるまちの実現のため、医療提供体制が維持・確保できています。
5	取組むこと	在宅医療に必要な連携の拠点を担うとともに、積極的役割を担う医療機関等と連携を図りながら、その推進に努めます。 また、有事(災害、感染症)の際の医療提供体制の確保を図るほか、病院誘致等の取組を進めるとともに、国、府の動向を踏まえながら、地域医療体制の充実に努めます。

1	取組番号	1-4-9
2	取組名	国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営
3	現状と課題	人口の減少や超高齢社会において、国による持続可能な全世代対応型の社会保障制度構築にかかる法改正等への適切な対応に努め、被保険者の利便性や医療保険制度の安定的な運営を図る必要があります。
4	めざすべき姿	医療保険制度の適切な運営と財政の安定化に寄与する取組により、被保険者の利便性や安心の確保、健康の保持ができています。
5	取組むこと	身近な窓口として、電子申請の推進等により利便性の向上を図るとともに、業務委託等を活用しながら、保険料収納率の向上を図り、効率的で安定した財政運営に努めます。

※1 食育推進ネットワーク

高校、大学や、食に関わる市内の関係機関及び団体等が、相互に食に関する情報共有及び意見交換を行い、連携・協働による取組を推進するとともに、自主的な活動を促進することを目的とする組織です。

※2 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人の事で、「命の番人」とも位置付けられています。

※3 ライフコースアプローチ

乳幼児期、壮年期といった各ライフステージのみに着目した健康づくりではなく、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえ、どのような軌跡をたどってきたのかという観点から、将来の疾病発症やリスクの予防を図るという考え方のことです。

※4 4つのT

平成20年(2008年)に茨木市健康づくり推進懇談会を経て策定した本市における食育推進のための方針のことで、「つくる」「たべる」「つどう」「つたえる」のアルファベットの頭文字から4つの“T”を意味しています。